

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

(そ の 4)

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第25号 堺市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 3

参考資料

新旧対照表…………… 5

令和7年11月25日

堺市議会議長

西田浩延様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第25号　　堺市議会会議規則の一部を改正する規則

理由

現在の社会情勢等に照らし、携帯品に係る規定の見直しを行うこととし、所要の改正を行うため、本議案を提案するものである。

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第106条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって、議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧対照表

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(携帯品) 第106条 議場に入る者は、帽子、 <u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u> の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>議長の許可を得たときは</u> 、この限りでない。	(携帯品) 第106条 議場に入る者は、帽子、 <u>コート、マフラー、傘</u> の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>会議への出席に必要と認められる物であって、議長にあらかじめ届け出たものについては</u> 、この限りでない。

令和 7 年第 4 回市議会(定例会)付議案件綴(その 4)

令和 7 年 1 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-25-0036